

委 託 設 計 書

鹿沼市立北押原小学校屋内運動場空調設備設置工事 実施設計業務

鹿 沼 市 縦山町

工 期 令和8年8月31日まで

設 計 概 要

鹿沼市立北押原小学校屋内運動場空調設備設置工事实実施設計業務 一式

検算者
担当者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

設 計 書

委託業務費 ¥

内 訳

委託価格 ¥

消費税相当額 ¥

変更前回実施			変 更 今 回		
設 計 額	委託価格		設 計 額	委託価格	
	消費税			消費税	
	委託業務費			委託業務費	
業 務 額	業務価格		業 務 額	業務価格	
	消費税			消費税	
	業務代金			業務代金	
請 負 率			増 減 額		
変 更 理 由					

鹿 沼 市 役 所

(甲 - 2)

鹿沼市立北押原小学校屋内運動場空調設備設置工事
実 施 設 計 業 務 委 託 仕 様 書

鹿沼市 都市建設部 建築課

I. 委託概要

- (1) 委託名称 鹿沼市立北押原小学校屋内運動場空調設備設置工事実施設計業務
- (2) 建築場所 鹿沼市縦山町
- (3) 業務内容 実施設計（目的：夏季における児童の熱中症対策）
- (4) 主要用途 小学校
- (5) 敷地面積 15,178㎡
- (6) 用途地域及び地区の指定
用途地域：第1種住居地域
防火地域：指定なし

(7) 施設の条件

ア. 改修工事内容（機械設備工事）

- ①アリーナに空調設備（電気式）を設置する。
- ②空調機の種類、設置位置、設置方法等を担当職員と十分に協議すること。
- ③アリーナ内の室内機は、バスケットボール等競技の障害にならないこと。また、防球対策及び上部にはボール等が載らないような対策を施すこと。
- ④アリーナ内の露出配管は極力避けること。やむを得ず露出配管を施工する場合は防球対策をすること。
- ⑤室内機の取付方法について現地調査を実施し、構造及び強度上安全であることを確認すること。床置き式については、必要に応じて転倒防止対策を検討すること。
- ⑥室外機については、安全対策のため正面、背面、側面に防護ネット（細ピッチ仕様）を取付けること。
- ⑦アリーナの個別リモコンについては、鍵付き収納盤（鋼板製）に納め、屋内運動場内の指定場所へ設置すること。（2台1組×4箇所）
- ⑧集中リモコンはデマンド制御機能付とし職員室に設置する。デマンド制御は電力会社の取引用計量器より提供されるパルスにより行うこと。
- ⑨集中リモコンが既存と合わせ2台以上になる場合は、デマンド信号を分岐するリレー制御盤を設けること。

イ. 改修工事内容（電気設備工事）

- ①空調設置に伴う電気設備工事（動力幹線、分岐工事）
- ②上記に対応したキュービクル改修工事

- (8) 業務委託実施期間 着手日 ～ 令和8年8月31日まで

II. 業務仕様

1. 仕様書の適用

本仕様書に記載された事項のうち「・」の付いたものについては、「◎」印が付いた

ものを適用する。

2. 一般事項

- (1) 設計に際し、建築基準法、その他関係法令の規制等を十分調査し、それらの法令に基づき計画を立て、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書等(令和7年度版)に適合したものとすること。
- (2) 設計期間を厳守し、担当職員の指示する予算内で計画すること。
- (3) 管理が容易で経済性に優れ、耐久性のある施設となるよう計画すること。
- (4) 主要材料・工法の選定については、地場産材の活用を積極的に図ること。
- (5) その他、設計に際し疑問点、問題点、細部の設計に関することは、担当職員と十分打合わせを行うこと。
- (6) 実施設計図書等の作成が終了したときは、検査用図書を提出し契約書第31条の規定による発注者の検査を受けなければならない。提出の際は、積算チェックシート(市より提示するものを使用)を添付すること。
- (7) 検査に合格した時は、成果品をまとめ提出する。提出部数は、発注者の定める部数とする。
- (8) 成果品は紙および電子納品とし、製本図面を含む。

電子納品は、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」の基準を適用する。

3. 業務着手前提出書類

業務に先だち下記の書類を提出すること。

- (1) 業務実施工程表
- (2) 業務職員報告書

4. 資料の貸与

業務に必要と思われる次の資料を貸与する。

- ・参考設計図書
- ・敷地調査報告書

◎R I B C 2用ファイル(電子媒体)

◎既存図面

鹿沼市立北押原小学校屋内運動場改修工事(◎紙、PDF形式 ・CADデータ)

鹿沼市立小学校空調設備(平成29年度)賃貸借(・紙、PDF形式 ◎CADデータ)

鹿沼市立北押原小学校校舎改築工事(◎紙、PDF形式 ・CADデータ)

5. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

標準業務とは、令和6年国土交通省告示第8号による。

イ. 実施設計

- ・建築(総合)実施設計に関する標準業務
(設計意図の伝達業務を除く)

◎建築(構造)実施設計に関する標準業務

(設計意図の伝達業務を除く)

- ◎電気設備実施設計に関する標準業務

(設計意図の伝達業務を除く)

- ◎機械設備(・昇降機)実施設計に関する標準業務

(設計意図の伝達業務を除く)

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎積算業務

(積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価(代価表・別紙明細・見積検討を含む)等の作成、見積徴集及び見積比較表の作成)

- ◎概略工事工程表の作成

- ・透視図作成及び写真撮影
- ・模型製作及び写真撮影
- ・計画通知申請手続き業務(各種行政手数料は含まない)
- ・構造計算適合性判定に係る手続き業務
- ・建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き業務
- ・関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務
(標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む)
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務(各種行政手数料は含まない)
- ・電波障害対策等に必要の資料の収集及び机上検討業務
- ・地質調査業務

ボーリング調査及び標準貫入試験を行うこと。調査箇所と数量は監督員との協議による。調査の結果を取りまとめの上、調査結果報告書として提出すること。

地盤情報(機械ボーリングで得られたボーリング柱状図)については、事前に監督職員の確認を受けた上で、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受け、「地盤情報データベース」に登録すること。調査結果報告書の提出の際には、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を添付し、成果が検定済みであることを報告すること。

- ◎アスベスト含有分析調査業務 定性分析 10 検体程度を想定

改修工事を実施するうえで、アスベストが含有されていると思われる資材に変更を加える工事が生じる場合は、分析調査を実施すること。試料の採取場所と個数については担当職員との協議による。

- ・BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)に係る評価申請に関する書類の作成及び申請手続き業務(各種手数料は含まない)

◎機械設備工事 ◎空調負荷計算 ◎配管容量計算 ・換気計算 ◎高調波計算 ・その他 ()		
◎現場監理用設計図書 二つ折り製本設計図	製本サイズ、部数は協議による	
・計画通知等の各種法定手続き書類	副本一式	
◎積算チェックシート	1部 (A4)	
・工事費概算書	1部 (A4)	
◎概略工事工程表	1部 (A4)	
・地質調査結果報告書	1部 (A4)	
◎アスベスト含有分析調査報告書	1部 (A4)	
・BELSに関する申請図書		
・電波障害対策資料		
電子納品	電子媒体 (CD-R)	2部提出

※1 書式は公共建築工事営繕積算システム「RIBC2」の内訳書数量入力システムを使用して作成する。

※2 工事ごとに作成し、採用単価の出所を明らかにすること。

比較表は「RIBC2」による単価を除き、刊行物による単価、見積書による単価、歩掛り等による作成単価など出所と金額の比較が容易に出来るよう作成すること。

※3 採用見積比較表綴を作成する際にとった見積書は、各工事の工種別に整理して提出する。

見積の依頼は3社以上とし、依頼先については担当職員と協議すること。(3社取ることが困難な場合や金額に大きな開きがある場合には、担当職員と協議し指示を受けること。)

※4 工事種別ごとに作成し、建築数量積算基準に基づき数量の拾い書と集計表を作成する。拾い書は、部位ごとの拾い寸法、拾い箇所が特定出来るよう、図面等を添付すること。

※5 工事の発注区分ごとに分けて設計図書を作成すること。発注区分は機械設備工事、電気設備工事、建築工事とする。

(2) 設計図作成要領

実施設計における図面の記載内容は、表3-1、表3-2及び表3-3による。

(表3-1)

成 果 物	縮 尺	摘 要
建築〔総合〕 ◎表紙及び図面目録 ・特記仕様書 ・仕上表 ・面積表及び求積図 ・敷地案内図 ・配置図 ・平面図（各階） ・断面図 ・立面図（各面） ◎矩計図 ・展開図 ◎天井伏図 ・平面詳細図 ・断面 詳細図 ・部分詳細図 ・建具キープラン ・建具表 ・外構図 ・外構詳細図 ・敷地整地区 ・日影図 ・仮設計画図 ・透視図 ・	— — — — — 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 1/50又は1/100 — — — — — —	階段を含む
建築〔構造〕 ◎構造設計図 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 配筋リスト (エ) ラーメン配筋図 (オ) 各部断面図 (カ) 標準詳細図 (キ) 各部詳細図 (ク) 柱状図 ◎仕様書	1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 —	杭、基礎、梁、床版等

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関

する設計を取りまとめる設計をいう。

- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表 3 - 2)

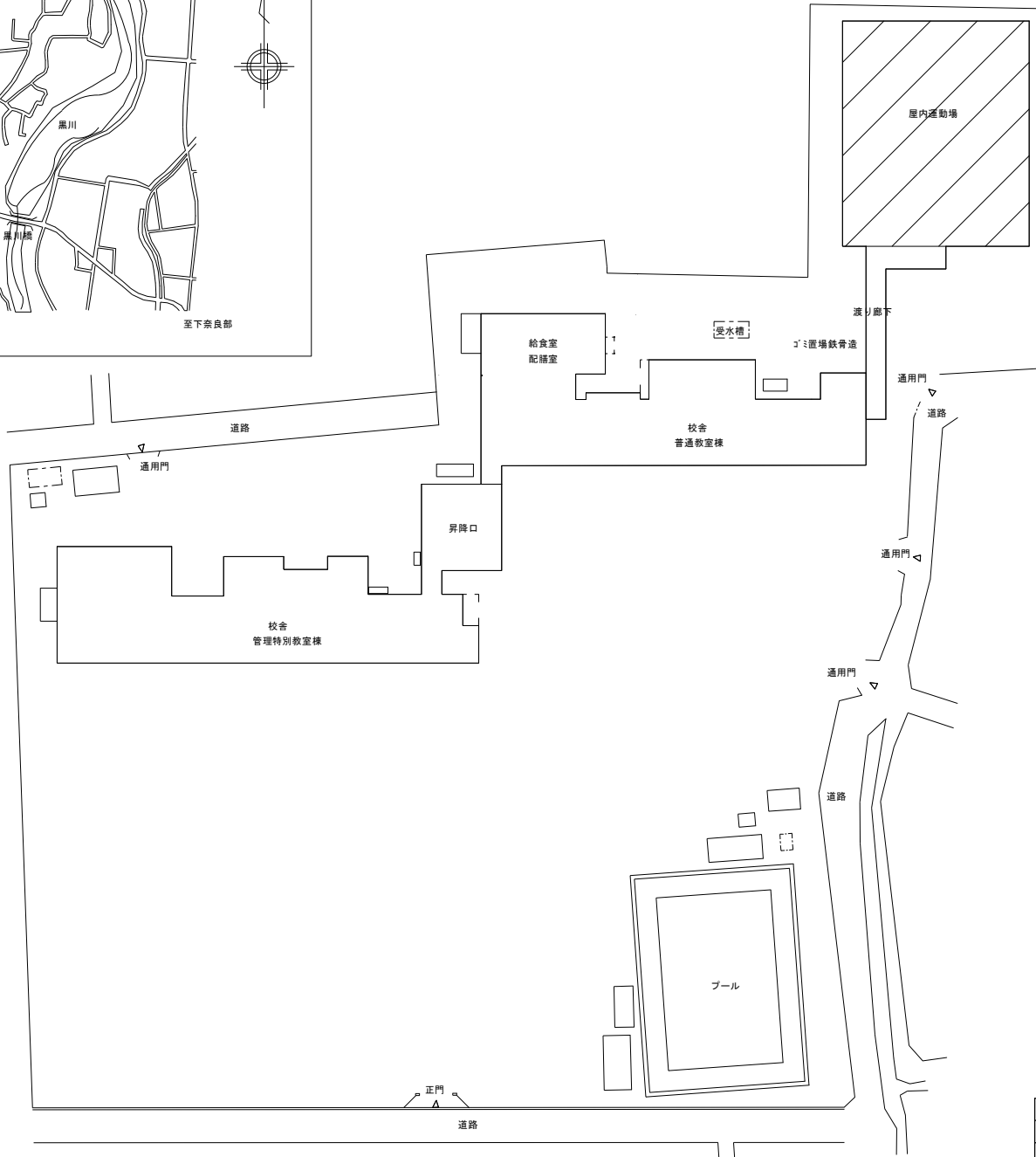
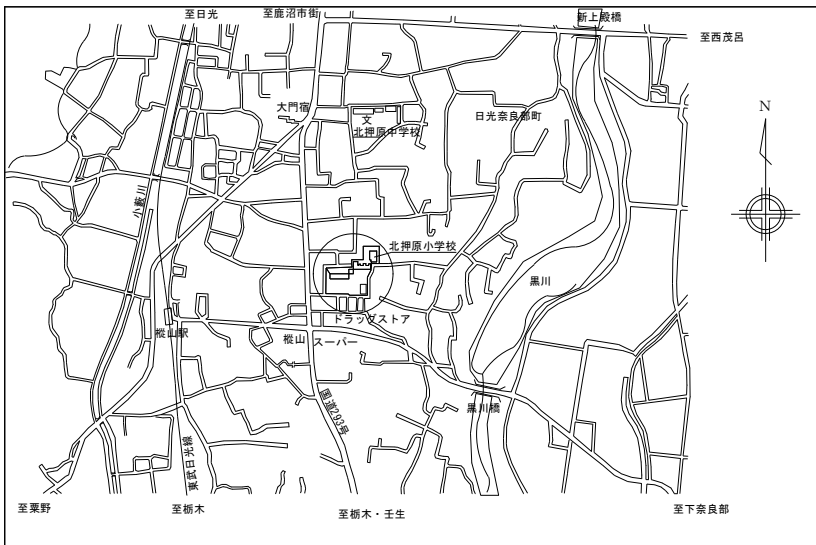
成 果 物	縮 尺	摘 要
電 気 設 備	○表紙及び図面目録	—
	○特記仕様書	—
	○敷地案内図	—
	○配置図	1/100又は1/200
	○電灯設備図	1/100又は1/200
	○動力設備図	1/100又は1/200
	・雷保護設備図	—
	○受変電設備図	—
	・電力貯蔵設備図	—
	・発電設備図	—
	・通信・情報設備図	1/100又は1/200
	・音響・拡声設備図	1/100又は1/200
	・誘導支援設備図	1/100又は1/200
	・テレビ共同受信設備図	1/100又は1/200
	・火災報知設備図	1/100又は1/200
	・中央監視制御設備図	—
	○構内設備図	1/100又は1/20

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2 発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。
 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表3-3)

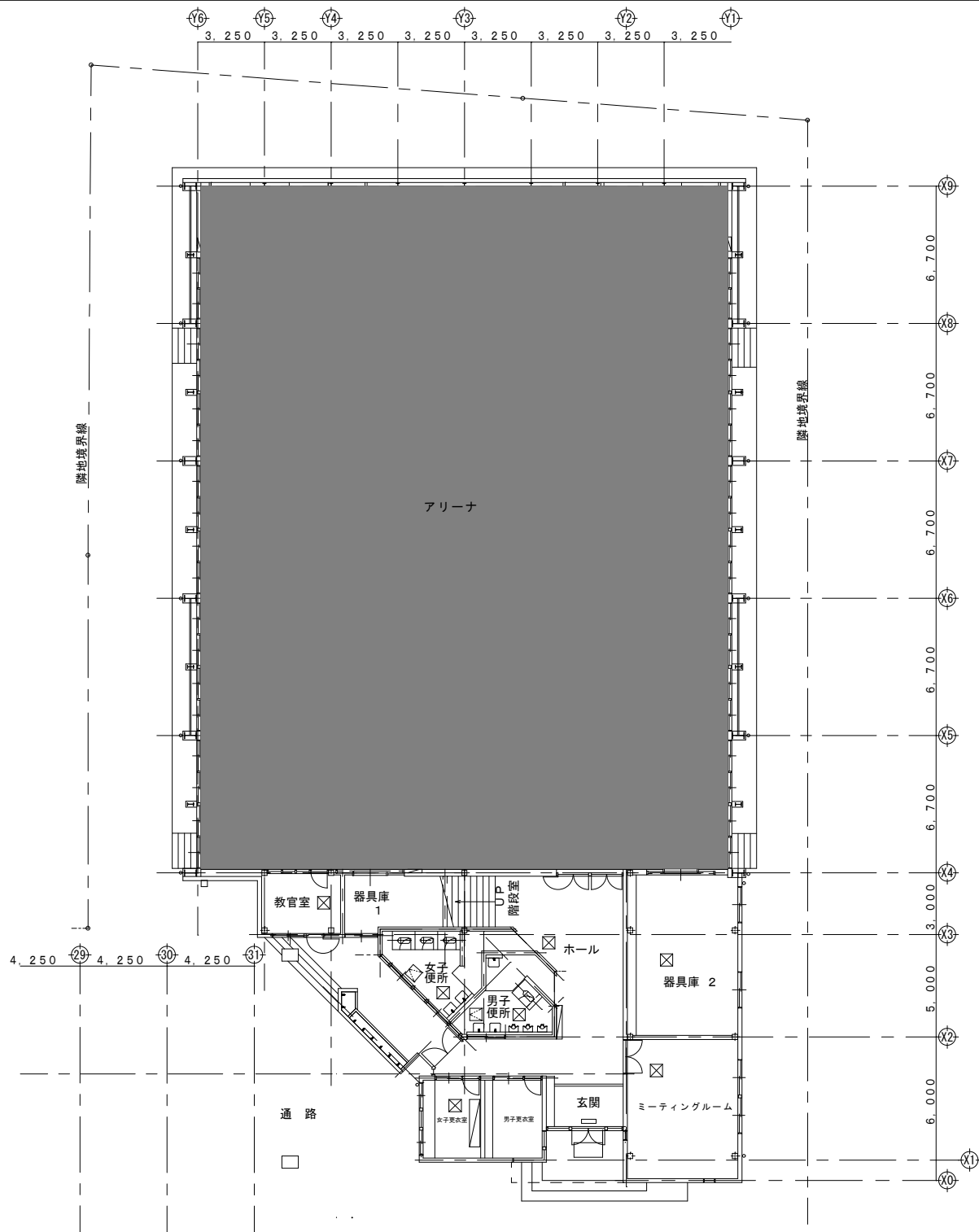
成 果 物	縮 尺	摘 要
機 械 設 備	○表紙及び図面目録	—
	○特記仕様書	—
	○敷地案内図	1/100又は1/200
	○機器表・器具表	—
	○配置図	1/100又は1/200
	○空気調和設備図	1/100又は1/200
	・自動制御設備図	1/100又は1/200
	・給排水衛生設備図	1/100又は1/200
	・消火設備図	1/100又は1/200
	・厨房設備図	—
	・雨水利用設備	—
	・排水再利用設備	—
	・浄化槽設備図	—
	・ごみ処理設備図	—

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 担当者の指示により給排水衛生設備、空気調和・換気・排煙、昇降機に分け構成する。
- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。



配置図 S=1/500

名称	鹿沼市立北押原小学校		
図面名称/縮尺	案内図・配置図	1/500	図面番号
発注者	鹿沼市役所 都市建設部 建築課		
	鹿沼市今宮町1688-1 TEL:0289-63-3495		
			1



名称	鹿沼市立北押原小学校		
図面名称/編尺	屋内運動場平面図	1/150	図面番号
発注者	鹿沼市役所 都市建設部 建築課		2
	鹿沼市今宮町1688-1 TEL: 0289-63-3495		